

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム あおぞら 運営規程

第1章 総 則

(規程の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 新 が老人福祉法第 15 条第 4 項の規定に基づく設置の許可を受け、介護保険法第 86 条第 1 項の規定に基づく指定を受けた特別養護老人ホーム あおぞら（以下「施設」という。）の運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と利用者に対する適正な処遇を確保することを目的とする。

(施設の目的及び運営の方針)

第 2 条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものとする。

2 施設は、利用者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービス及び介護予防短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 特別養護老人ホーム あおぞら
所在地 福岡市早良区城西 2 丁目 6 番 27 号

(利用定員)

第 4 条 施設の利用定員は、次のとおりとする。

- ・介護老人福祉施設 50 名
- ・短期入所生活介護 7 名

(定員の遵守)

第 5 条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて利用させてはならないものとする。
ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第 6 条 施設に、次の職員を置くものとする。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 施設長（管理者） | 1名 |
| (2) 医師（非常勤） | 1名 |
| (3) 生活相談員 | 1名 |
| (4) 看護職員 | 3名 |
| (5) 介護職員 | 16名 |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名 |
| (7) 介護支援専門員 | 1名 |
| (8) 管理栄養士 | 1名 |

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ予算の範囲内でその他職員を置くことができる。

(職務の内容)

第 7 条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

(1) 施設長

理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を総括すること。

(2) 医師

利用者の診療と健康管理及び保健衛生の指導に関すること。

(3) 生活相談員

利用者の生活相談、指導に関すること。

(4) 看護職員

医師の指示による利用者の看護、保健衛生に関すること。夜間看護体制（24時間常時看護職員と連絡できる体制・必要に応じて健康上の管理等を行う体制）に関すること。

(5) 介護職員

利用者の日常生活の介護に関すること。

(6) 機能訓練指導員

利用者の機能訓練に関すること。

(7) 介護支援専門員

利用者の施設サービス計画およびその管理に関すること。

(8) 管理栄養士

献立の作成、食品の管理及び調理指導に関する給食管理と利用者様の栄養管理に関すること。

(勤務体制の確保等)

第 8 条 施設は、利用者に対し、適切な介護福祉施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。

2 施設は、当該施設の職員によって介護福祉施設サービスを提供するものとする。

ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

- 3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第3章 入所及び退所

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 施設は、介護福祉施設サービスの提供に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 施設は、介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

(入退所)

第11条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なく、介護福祉施設サービスの提供を拒んではならないものとする。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

4 施設は、利用申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。

5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で検討するものとする。

6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

7 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業所に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係わる援助)

第12条 施設は、利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効

期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退所の記録の記載)

第13条 施設は、利用に際しては入所の年月日及び施設の名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第14条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設を円滑に利用することができるようとするものとする。

第4章 施設サービスの内容

(施設サービス計画の作成)

第15条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

- 2 計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、介護福祉施設サービスの内容、介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得るものとする。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(施設サービスの取扱方針)

第16条 施設は、利用者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。

- 2 介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 施設の職員は、介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものと

する。

- 4 施設は、介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。但し、緊急やむを得ない場合の身体拘束については、別途定める手続きにより、家族の同意を得て行なう。
- 5 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

- 第17条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させるものとする。ただし、医師の指示により入浴させることができない場合は、身体の清拭を行うものとする。
 - 3 施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
 - 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、適切に取り替えるものとする。
 - 5 施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
 - 6 施設は、利用者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせなければならない。

(食事の提供)

- 第18条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して提供するものとする。
- 食事の時間は、朝8時00分から、昼12時00分から、夕18時00分からとする。
- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

(相談及び援助)

- 第19条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第20条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- 2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
 - 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

- 第21条 施設は、利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を

改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第22条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載するものとする。

(衛生管理等)

第23条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 施設は、利用者の健康で、快適な生活を確保するため、生活に直結するフロア（食堂）、居室、トイレ、浴室、車椅子などの清掃を行い、環境整備に努めることとする。

(協力医療機関)

第24条 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、次のとおりとする。

協力医療機関	医療法人 三恵クリニック
(所在地)	福岡市早良区城西2丁目6番21号
協力歯科医療機関	医療法人 健歯会 博多歯科クリニック
(所在地)	福岡市博多区博多駅東1丁目12番7号 6階
協力医療機関	浜の町病院
(所在地)	福岡市中央区舞鶴3丁目5番27号

第5章 利用料その他の費用

第25条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービス及び介護予防短期入所生活介護を提供した際には、利用者から別表に掲げる利用料の一部及び食事と住居費（滞在費）の負担額の支払を受けるものとする。

ただし、利用者が利用料等の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払を受けるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第26条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第27条 利用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 職員の指導又は指示に従い、団体生活の秩序及び利用者相互の友愛と親和を保ち、日常生活において心身の安定を図るように努めること。
- (2) 施設及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- (3) 建物、備品及び貸与物品は大切に取り扱うよう努めること。
- (4) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ア. 喫煙は、所定の場所で行うこと。
 - イ. 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
 - ウ. 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。
- (5) 飲酒は、施設長が定めた時間と場所で行うこと。

(面会)

第28条 利用者に面会しようとする外来者は、続柄、要件等を施設長に申し出て、その注意事項に従い、面会しなければならない。

(外出・外泊)

第29条 利用者が外出又は外泊を希望するときは、事前に施設長に申し出なければならない。

(健康保持)

第30条 利用者は、努めて健康に留意し、特別な事由がない限り、施設で行う健康診断、医療を受けなければならない。

(身上変更の届出)

第31条 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出なければならない。

第7章 虐待防止のための措置に関する事項

第32条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じる。

- 1, 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。尚、当施設では虐待の防止委員会においては身体拘束委員会と併合して実施していく。
- 2, 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3, 従業員に対し、身体拘束及び虐待の防止のための研修を、年2回実施する。
- 4, 虐待防止に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を介護支援専門員とする。
- 5, 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに市町村へ報告する。

第8章 その他施設運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第33条 施設は、非常災害防止と利用者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程に基づき、常に利用者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(掲示)

第34条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第35条 施設の職員又は職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、必要に応じて居宅介護支援事業者、医療機関、介護実習生、等に対して、利用者に関する情報を提供することがある。その際には、文書により利用者の同意を得るものとする。

(利益供与等の禁止)

第36条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、施設からの退所者を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を收受しないものとする。

(苦情処理)

第37条 施設は、その提供した介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員（施設外の有識者）を設置するものとする。

施設での苦情は、苦情受付担当者が受け、これを苦情解決責任者に報告する。苦情解決責任者は、受付担当者および第三者委員と話し合い、解決案を提示する。解決案は、苦情申立人に提示され、解決していく。

2 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、その提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域社会との連携)

第38条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 施設は、地域住民の福祉介護意識の増進、介護不安の軽減、また、福祉人材の育成を目指した取組を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第39条 施設は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(緊急時の対応)

第40条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 連絡手段 電話、携帯電話（事業所の看護職員が必要と判断した場合、嘱託医師に連絡する。）

協力体制 24時間の支援体制をとる。やむを得ずその体制が取れない場合は、協力医療機関と連絡を行い、支援体制を構築するものとする。

連絡先 嘱託医師 茂木 千明 電話番号：092-983-6220 携帯：080-2759-0747
協力医療機関 医療法人 三恵クリニック 電話：092-841-0114

(利用者に関する市町村への通知)

第41条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

第42条 施設は、従業者、設備、会計及び利用者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備し、保存しておくものとする。

- (1) 管理に関する記録

- ア. 事業日誌（施設日誌、介護日誌、看護日誌）
- イ. 沿革に関する記録
- ウ. 職員の勤務状況、給与等に関する記録
- エ. 定款及び施設運営に必要な諸規定
- オ. 重要な会議に関する記録
- カ. 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
- キ. 関係官署に対する報告書等の文書綴

(2) 利用者に関する記録

- ア. 利用者台帳
- イ. 施設サービス計画書
- ウ. 処遇日誌
- エ. 献立その他給食に関する記録
- オ. 利用者の健康管理に関する記録
- エ. 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録

(3) 会計に関する記録

(補 則)

第43条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

付 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

平成17年 5月23日に一部改正 第4条、第16条

平成17年10月 1日に一部改正 第25条、並びに別表1

平成18年 5月22日に一部改正 第2条、第7条、第25条、並びに、別表2

平成21年 4月 1日に一部改正 第6条、第7条、第16条、第34条、第37条、並びに、別表1

平成22年 3月 1日に一部改正 別表1

平成23年 7月 1日に一部改正 別表1

平成24年 4月 1日に一部改正 別表1

平成24年 8月 1日に一部改正 別表1

平成26年 4月 1日に一部改正 別表1

平成27年 4月 1日に一部改正 第6条、第7条、並びに別表1

平成27年 8月 1日に一部改正 別表1

平成30年 4月 1日に一部改正 別表1

平成31年 1月 1日に一部改正 第7条(2)(削除)、第39条(追加)

令和元年 10月 1日に一部改正 別表1

令和 3年 4月 1日に一部改正 第6条、第24条、並びに別表1

令和 4年 11月 1日に一部改正 別表1

令和 6年 4月 1日に一部改正 第7章(追加)、別表1

令和 7年 11月 1日に一部改正 別表1

別表1は、特養、短期入所のそれぞれの重要事項説明書の「別表」(料金表)を添付する。